八十四　主務省令第五十三条第三号に掲げる事務　同号ニに掲げる事務
八十五　主務省令第五十三条第四号に掲げる事務　同号ロに掲げる事務
八十六　主務省令第五十九条に掲げる事務　同条第一号に掲げる情報

附　則

この告示は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○内閣府告示第二号

総務省告示第二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度は、特別の事情がある場合を除き、情報の提供の求めがあった時点における当該情報に係る最新の内容の属する年度以前の五年度とする。

附　則

この告示は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○総務省告示第百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
桜花会	関　健一郎	関　基衣	愛知県豊橋市東小鷹野四―三―八	衆議院議員	関　健一郎、衆議院議員	二九、三、一四

㈡　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第二号）	届出年月日
社会保障政策懇話会	砂子　昌利	吉坂　純一	埼玉県越谷市蒲生愛宕町二―八	衆議院議員	二九、一、一〇

㈢　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
WOMAN SHIFT（ウーマンシフト）	木川　智	中村みどり	東京都台東区上野桜木二―一―九	二九、三、二四
花塙塾	岡村　弘之	岡村ゆかり	千葉県千葉市稲毛区園生町四六八―一八二	二九、二、二一
具現会	島田　潔	間嶋　崇	兵庫県神戸市兵庫区芦原通四―二―二二	二九、二、一三
在宅医療政治連盟	山口　敏夫	大山　博之	東京都千代田区平河町二―六―二	二九、三、一六
『税金』のムダ使いを止めさせる会・全国都道府県・市・町・村議会議員オンブズマン評定会議員報酬1／2削減二〇二〇年東京五輪・パラリンピック大会『森喜朗組織委員会会長を『解任』する都民・国民の会』男女の賃金格差25％解消を実現する会【略称：税金党】	山口　敏夫	加藤　修平	東京都千代田区永田町二―九―八	二九、二、二三
政治結社神倭靖護塾	二ノ丸祥司	二ノ丸祥司	大阪府茨木市安威二―一―三〇	二九、二、一六
中部環境福祉協議会	西縣允由貴	小幡　博之	岡山県倉敷市玉島一―八―五五	二九、三、一四
創善党	菅原　透	菅原みづほ	京都府京都市伏見区納所町三四―八	二九、三、九
どまんなかニッポン～みんなが野党の会	田中　慧	田中るり子	東京都葛飾区西水元二―六―九	二九、三、二一
2020東京五輪「台湾正名」推進協議会	浜口　晴	中岡　誠次	愛知県名古屋市中村区城屋敷町二―二七	二九、二、七
日本一東伊豆の会	水島　総	三輪　和雄	東京都渋谷区渋谷一―一―一六	二九、三、二三
日本建設職人社会振興連盟選挙対策委員会	渡邊　界	渡邊　界	神奈川県横浜市神奈川区高島台一五―二八	二九、二、八
松下こうじちゃんと地域を考える会	近藤　昌三	東尾　正	東京都中央区日本橋小伝馬町一五―一八	二九、三、二四
恵縁会	松下　幸治	松下　幸治	大阪府大阪市大正区泉尾二―四―九	二九、三、三
浅田　恵理	浅田　恵理	東京都港区南麻布一―四―五	二九、三、一七	

○総務省告示第百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗